

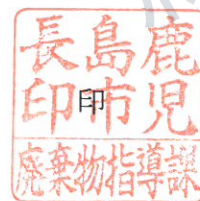
産業廃棄物処分業許可証

住所 鹿児島市春山町1477番地
氏名 斜木建設株式会社
(法人にあっては名称 代表取締役 大久保 美恵
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた
者であることを証する。 第14条の2第1項

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

許可の年月日 令和 5年5月15日
許可の有効年月日 令和10年5月14日



1. 事業の範囲

(1) 最終処分（安定型埋立）

産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
及び陶磁器くず、ゴムくず、(以上5種類については、石綿含有産業廃棄物
であるものを含む。)、鉱さい(環境大臣が指定する安定型産業廃棄物である
ものに限る。)、以上6種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(2) 中間処理（固化）

産業廃棄物の種類

汚泥(無機性のものに限る。)、以上1種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(3) 中間処理（破碎）

産業廃棄物の種類

がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、廃プ
ラスチック類、繊維くず、ゴムくず、金属くず、以上7種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(4) 中間処理（洗浄、分級）

産業廃棄物の種類

汚泥(無機性のものに限る。)、以上1種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(5) 中間処理（安定処理）

産業廃棄物の種類

汚泥(無機性のものに限る。)、以上1種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(裏面につづく)

(日本産業規格 A列4番)

(6) 中間処理 (脱水)

産業廃棄物の種類

汚泥 (無機性のものに限る。)、以上 1 種類

(特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

(7) 中間処理 (焼却)

産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、以上 3 種類

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 最終処分

施設の種類: 安定型最終処分場

設置場所: 鹿児島市春山町 1 4 7 4 番 1 外 1 0 0 筆

(内鹿児島市春山町 1 4 7 1 番 外 6 5 筆は埋立処分終了)

埋立面積: 7 2, 9 0 0 m²

埋立容量: 1, 0 8 9, 8 2 7 m³

設置年月日: 平成 1 1 年 5 月 1 0 日

許可年月日: 平成 9 年 8 月 4 日

許可番号: 環整第 8 号の 4

(2) 固化施設

施設の種類: 汚泥の移動式固化施設

[株小松製作所製 B Z 2 1 0 - 3]

設置場所: 鹿児島市春山町 1 4 9 5 番 9 (駐機場)

設置年月日: 平成 2 9 年 1 1 月 9 日

処理能力: 1, 2 0 0 m³/日

(3) 破砕施設

①施設の種類: がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設

[幸袋テクノ(株)製 P E H - 3 改良型 (破砕機)]

[日立建機 H R 4 2 0 G (台座)]

設置場所: 鹿児島市春山町 1 4 7 7 番 6

設置年月日: 令和 4 年 1 月 1 7 日

処理能力: 5 1 6 . 8 t / 日

許可年月日: 令和 3 年 8 月 1 7 日

許可番号: 廃指第 1 7 0 号

②施設の種類: 廃プラスチック類、繊維くず、木くず、ゴムくず、金属くずの破砕施設

[リョーキ H B - 1 8 0]

設置場所: 鹿児島市春山町 1 4 9 5 番 6 外 3 筆

設置年月日: 平成 1 7 年 1 月 2 6 日

処理能力: 廃プラスチック類 3 8 t / 日

繊維くず 1 3 t / 日

木くず 5 5 t / 日

ゴムくず 5 1 t / 日

金属くず 2 4 t / 日

(2 枚目につづく)

許可年月日：平成17年1月26日

許可番号：環総第1147号

③施設の種類：木くずの破碎施設

〔株〕諸岡製 MC-4000〕

設置場所：鹿児島市春山町1477番6

設置年月日：平成27年9月7日

処理能力：10.8t/日

許可年月日：平成27年8月24日

許可番号：廃指第162号

(4) 洗浄、分級施設

施設の種類：汚泥の洗浄、分級施設

〔気工社 KUC-S型〕

設置場所：鹿児島市春山町1477番9 外4筆

設置年月日：平成17年12月22日

処理能力：洗浄 480t/日

分級 320t/日

(5) 安定処理施設

施設の種類：汚泥の移動式安定処理施設

〔中性固化土工事業協同組合 造粒固化処理施設

〔セパレートタイプ〕CDK-40S〕

設置場所：鹿児島市春山町1495番9 (駐機場)

設置年月日：令和2年9月25日

処理能力：320m³/日

(6) 脱水施設

施設の種類：汚泥の脱水施設

〔近畿工業株式会社製 KDS-2-3型〕

設置場所：鹿児島市春山町1495番9

設置年月日：令和2年12月25日

処理能力：1,440 m³/日

許可年月日：令和2年11月30日

許可番号：廃指第253号

(7) 中間処理 (焼却)

施設の種類：紙くず、木くず、繊維くずの焼却施設

〔株〕憲翔技研工業製 HIK-AB-H1型〕

設置場所：鹿児島市春山町1307番1

設置年月日：令和4年11月21日

処理能力：木くず 2.912t/日 (16時間)

紙くず 3.083t/日 (16時間)

繊維くず 2.747t/日 (16時間)

3. 許可の条件

無し

(裏面につづく)

4. 許可の更新又は変更の状況

県知事の許可又は変更の状況

平成 6 年 7 月 1 4 日 更新許可
平成 1 1 年 6 月 2 9 日 変更届（安定型最終処分場の構造及び規模の変更）
平成 1 1 年 7 月 1 4 日 更新許可
平成 1 2 年 2 月 1 4 日 変更届（住所の変更）
平成 1 2 年 3 月 3 1 日 変更許可（中間処理（汚泥の固化）及び中間処理（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎）を追加）
平成 1 3 年 1 月 2 6 日 変更許可（中間処理（木くずの破碎施設（移動式））を追加）
平成 1 4 年 8 月 2 0 日 変更届（木くずの破碎施設 1 基を追加）
平成 1 6 年 7 月 1 4 日 更新許可

市長の許可又は変更の状況

平成 1 2 年 2 月 1 4 日 変更届（住所の変更）
平成 1 2 年 9 月 1 3 日 変更許可（がれき類の「コンクリートがらに限る」の限定を解除）
平成 1 4 年 1 1 月 8 日 変更許可（中間処理（破碎）に木くずを追加）
平成 1 5 年 4 月 2 3 日 更新許可
平成 1 6 年 1 1 月 1 日 市町村合併に伴う県知事許可分のみなし許可
平成 1 7 年 6 月 2 0 日 変更許可（中間処理（破碎）に繊維くずを追加、及び廃プラスチック類、繊維くず、木くず、ゴムくず、金属くずの破碎施設を追加）
平成 1 8 年 2 月 1 3 日 変更許可（中間処理（洗浄、分級）の追加）
平成 2 0 年 5 月 1 2 日 変更届（最終処分場の設置場所の地番の変更）
平成 2 0 年 7 月 3 1 日 更新許可
平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日 変更届（コンクリートの破碎施設の廃止）
平成 2 3 年 1 1 月 2 5 日 変更届（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設の追加）
平成 2 4 年 7 月 1 3 日 変更届（住所の変更）
平成 2 4 年 1 0 月 2 2 日 変更届（最終処分場の設置場所及び埋立面積並びに埋立容量の変更）
平成 2 5 年 5 月 1 7 日 更新許可
平成 2 7 年 1 0 月 2 9 日 変更届（木くずの破碎施設の追加）
平成 2 9 年 5 月 1 0 日 変更届（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設の廃止、汚泥の天日乾燥施設の廃止、中間処理（天日乾燥）の廃止）
平成 2 9 年 1 2 月 7 日 変更届（汚泥の移動式固化施設の追加）
平成 3 0 年 5 月 3 1 日 更新許可
令和 2 年 1 0 月 1 日 変更許可（中間処理（安定処理）の追加）
令和 2 年 1 0 月 9 日 変更届（汚泥の固化施設、木くずの破碎施設の廃止）
令和 3 年 1 月 1 5 日 変更許可（中間処理（脱水）の追加）

（3 枚目につづく）

令和	4年	1月17日	変更届（破碎施設①の入替）
令和	4年	10月20日	変更届（木くずの破碎施設の廃止）
令和	4年	11月21日	変更許可（中間処理（焼却）の追加）
令和	5年	6月6日	更新許可
令和	6年	9月24日	変更届（代表取締役の変更）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無し

